

平成二十二年度 大洲市地域福祉 (ボランティア) 研修会開催

平成二十三年二月二十日(日)
大洲市総合福祉センター

二月二十日(日)、大洲市総合福祉センターにおいて、『地域の悪質商法被害を防ぐ〜見守り合つネットワークづくりを目指して〜』をテーマに、大洲市地域福祉(ボランティア)研修会を開催しました。

当日は、市内を中心に約二百六十名の参加を頂き、講演やパネルディスカッション、コンサートを通して、増加する悪質商法被害を防ぐために地域で何ができるかを考えていきました。

開会行事の後、第一部「悪質商法の手口について」の講演が大洲市、西予市消費生活センター・内子町消費生活相談室相談員直原亜紀氏を講師に行われました。まず、えひめ消費生活センター友の会宇和島支部のみなさんと大洲市社会福祉協議会職員による「マルチ型投資トラブル」

についての寸劇を見て、勧誘には心理的手法を駆使しつつ長年培ってきた人間関係や地域性が利用されるといふことが説明されました。その後、直原先生は次の三つのポイントを話されました。

【自分がトラブルに逢った時】

気がついた時点で、または、誘われたけど「どうしよう」と考えている時点でまず消費生活センターや

【家族や身の周りの方がトラブルに逢ったとき】

相談窓口へ連絡してください。また、トラブルに陥らないように日頃から情報収集を心がけてください。



責めないであげてください。特に、高齢者が被害に遭つと被害額の大きさも深刻になりやすいという問題もあります。騙した相手はプロかもしれない。その方の騙されたと分かった時のショックを思いやつて責めないであげてください。また、責めると、その方が被害に遭つたことを全て話せず隠してしまい対応が遅れ被害が拡大する恐れもあります。気づいた時点で消

が被害に遭つたことを全て話せず隠してしまい対応が遅れ被害が拡大する恐れもあります。気づいた時点で消



直原 亜紀 先生

費生活センターや相談窓口を紹介してあげてください。

【地域で見守ることの意味】

障害を持っていたり判断能力に不安のある方にとつて自分が今トラブルに巻き込まれていると気づくのは難しいことです。だからこそ周りの方が見守り、早く発見し、消費生活センターに情報を入れてくれることが被害を最小限に抑える大きな助けになります。

第二部では、愛媛県南予地方局総務企画部総務課県民生活係長 山内重宣氏、株式会社伊予銀行大洲支店次長 堀家秀夫氏、愛媛県司法書士会・社団法人成年後見センターリーガルサポートえひめ 木原道雄氏、大洲警察署生活安全課長 菅野潔氏の四名の方をパネリストにお迎えし、第一部の講師 直原亜紀氏をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。地域全体で見守り合うためにはどうすれば



いいのかを考へるために、それぞれの立場から見えてくる悪質商法被害の現状や、各機関が行っている被害防止に向けての取り組み、今後の問題点などについて次のようなお話を頂きました。

★南予地方局山内氏より、南予地域における悪質商法被害防止見守りネットワークと地方局の取り組みについて紹介して頂きました。今後は構成機関の連携の在り方、情報配信の仕方といったより実態に即したネットワーク構築が課題です。

★株式会社伊予銀行堀家氏より、日本での悪質商法被害額は二〇〇八年には三兆四千億円にのぼっており、経済社会全体にとつても損失を及ぼす額となっている状況を踏まえ、経済市場におけるお金の流れや仕組みについて詳しく説明して頂きました。

★社団法人成年後見センターリールサポートえひめ木原氏より、成年後見人制度について説明して頂きました。制度を受けるための金銭的な負担が制度利用への歯止めとなっているという現状があります。

★大洲警察署菅野氏より、悪質商法被害に遭つと、犯人が捕まっても被害を回復することは難しい場合が多くあるため、被害に遭わないように気を

を付けることが重要で、「儲かる三本保証」「あなただけ」「今だけ」の四つのキーワードには要注意ですとお話しを頂きました。

第三部では、愛媛県警察音楽隊による演奏で「悪質商法防止コンサート」が行われました。多彩なジャンルの曲が演奏される中、愛媛県警察オリジナルの振り込め詐欺被害防止ソング『騙されん音頭』も披露され、被害に遭わないため気を付ける事項を歌詞にして被害防止啓発のメッセージを送られました。



今回の研修会で参加者の方々は、「多様な機関や人々が集まりそれぞれの特性を最大限に活かしてネットワークを組むことができれば、より強固で私たちがひとりひとりが安心して暮らせる地域づくりにつながるのではないでしょうか。」との直原先生の提言に大きく頷いておられました。

ボランティア活動保険のご案内

★加入できる方

ボランティア個人またはボランティアグループ

★補償内容

- ・ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任（「活動」には活動のための学習会または会議等を含みます）
- ・活動場所と自宅との往復途上の事故
- ・ボランティア自身の食中毒や特定感染症
- ・台風など風水害によるケガ（天災タイプでは更に天災「地震・噴火・津波」によるケガも補償されます。）

【掛け金（年間）】

基本タイプ	A 280円	B 420円
天災タイプ	天災A 490円	天災B 720円

★補償期間

4月1日から3月31日まで。4月1日以降の加入については、加入した日から3月31日までとなります。

★対象となるボランティア

日本国内における、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア

★加入手続きの仕方

所定の「加入申込書」に必要事項を記入の上、掛け金を添えて大洲市社会福祉協議会にご提出ください。

★お問い合わせ

大洲市社会福祉協議会 地域福祉係

電話23-0313

一般事業主行動計画

大洲市社会福祉協議会では、全ての職員が家庭と仕事を両立しながら能力を十分発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り地域社会と共存できる企業活動を進めるために、一般事業主行動計画を下記のように策定しました。

1. 計画期間

平成23年1月10日から平成27年3月31日までの4年間

2. 内容

【目標1】所定外労働時間の削減を図る

<目標を達成するための対策>

- ①管理職による所定労働時間の管理の徹底と労働時間の把握
- ②第4水曜日をノー残業デーとする
- ③ノー残業デーの回数増の検討

【目標2】育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進を図る

<目標を達成するための対策>

- ①育児・介護休業等に関する規程を周知する
- ②制度利用をする上での相談できる窓口を設ける